



# APO\_社労士通信

## 社会保険の報酬と労働保険の賃金

所得税法では課税の対象とならない報酬（賃金）でも、社会保険・労働保険では保険料の対象となるものがあります。例えば10万円まで課税の対象とならない通勤手当なども社会保険・労働保険においては報酬（賃金）に含まれます。

その社会保険・労働保険の間においても、対象となる報酬（賃金）には取扱いの異なるものがあります。今回は社会保険・労働保険のそれぞれの対象範囲を確認してみましょう。

### 【社会保険の報酬】

社会保険では、賃金、給料、俸給、手当、賞与等名称に関係なく、被保険者が事業主から労働の対償として支払を受けるすべてのものを「報酬」といい、次のいずれかを満たすものとされています。（健保法3⑤、厚年法3①）

- (1) 被保険者が自己の労働の対償として受けるものであること
- (2) 事業所から経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の生計にあてられるもの

ただし、臨時に受けるものや3ヶ月を超える期間ごとに受けるもの（年3回以下の賞与等）は報酬に含まれません。

\* 現物給与は、厚生労働大臣が都道府県ごとに告示で定めた標準価額に基づき通貨に換算し、報酬に含まれます。

### 【労働保険の賃金】

労働保険では、社会保険での「報酬」に対し、法律上「賃金」という名称を使用し、社会保険の「報酬」同様に、賃金、給料、俸給、手当、賞与等名称に関係なく、労働者が事業主から労働の対償として支払を受けるすべてのものが賃金とされています。

（労基法11条）一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などによりその支払いが事業主に義務づけられているものです。健診費用、休業補償費など、福利厚生の要素を含むものは賃金の対象となりません。賞与については、年何回支給されるかを問わず、すべて賃金に含まれます。

	社会保険の報酬	労働保険の賃金
対象となるもの	基本給（月給、週給、時給など） 諸手当（残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、勤務地手当、休業手当、育児/介護休業手当、各種技術手当など） 賞与等（年4回以上支給のもの） 食事、食券など/社宅、独身寮など 通勤定期券、回数券	基本給（月給、週給、時給など） 諸手当（残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、勤務地手当、休業手当、育児/介護休業手当、各種技術手当など） 賞与等（支給回数に関わらず対象） 労働協約・就業規則で定めのある現物給与 住居の利益（社宅等の貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合） 通勤定期券、回数券
対象とならないもの	被服（勤務服でないもの）給与としての自社製品など 事業主が恩恵的に支給するもの（病気見舞金、慶弔費など） 臨時的、一時的に受けるもの（大入袋、解雇予告手当、退職金、預金利子、株主配当金など） 実費弁償的なもの（出張旅費、交際費など） 公的保険給付として受けるもの（年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付など） 年3回まで支給の賞与など（標準賞与額の対象） 食事（本人からの徴収金額が標準価額で算定した額の2/3以上の場合） 住宅（本人からの徴収金額が標準価額で算定した額以上の場合） 被服（事務服、作業服等の勤務服など）	事業主が恩恵的に支給するもの（病気見舞金、慶弔費など） 臨時的、一時的に受けるもの（大入袋、解雇予告手当、退職金、預金利子、株主配当金など） 実費弁償的なもの（出張旅費、交際費など） 公的保険給付として受けるもの（年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付など） 役員報酬、休業補償費（業務災害、通勤災害に係るもの） 福利厚生のなもの（食事、住宅等） 住居の利益（一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合） 被服（事務服、作業服等の勤務服など）

上記に主な支給を挙げましたが、社会保険と労働保険では、労働の対償とするものとのとらえ方が違うため、明確に除外できるものでない限り、それぞれの行政機関等に取り扱いについての判断をしてもらうことが必要です。



## 知っておきたいミニ知識

### 第71回 養子縁組と健康保険の被扶養者

「結婚をするのだが、配偶者に連れ子がいる。その子は自分の被扶養者になれるのか？」と質問を受けたことのある方もいらっしゃると思います。健康保険の被扶養者とならない場合は、その子のみ国民健康保険に加入することになり、その分保険料を支払わなくてはならず、保険料負担の追加になります。このケースでは、被扶養者となるか否かの判断はどのようにされるのでしょうか。

健康保険法第3条では、健康保険の被扶養者の範囲を以下のように定めています。

1. 直系尊属、配偶者（事実上の婚姻関係である場合を含む）、子、孫、弟妹で、生計維持関係があるもの
2. ① 1を除く三親等以内の親族で、生計維持関係があり、同一世帯に属しているもの
- ② 事実上の婚姻関係である配偶者（戸籍上婚姻の届出はしていない）の父母及び子で生計維持関係があり、同一世帯に属しているもの

1の「子」とは、民法上の子をいいます。配偶者の子と養子縁組している場合は、民法上の子とされますので、生計維持関係があれば、同一世帯に属していなくても、被扶養者とされます。一方、養子縁組していない場合は、2. ①に該当することとなり、被扶養者となるには、生計維持関係に加え同一世帯に属する必要があります。なお、「同一世帯」とは、被保険者と住居、及び家計を同じくしていることをいいます。単身赴任、病気療養等により別居している場合は、別居は一時的なものであり、同一の世帯に属していると認められます。ただし、就学のための別居については同一の世帯とは認められないため、被扶養者となることはできません。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区塩場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧下さい。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>